

2019年10月から実施される消費税率の引き上げ・軽減税率制度への具体的な対策を進めましょう

ウチには関係ない。そんなことはありません！すべての事業者に関係があります！

参加  
無料

# 消費税軽減税率対策セミナー

2019年10月1日に消費税率が10%へ引き上げられると同時に、消費税軽減税率制度が導入されます。軽減税率制度の下では消費税率が2つ（10%、8%）になることから、軽減税率対象品目の区分や価格の表示方法の検討、請求書等の記載事項の追加に加え、適用税率ごとの区分経理の実施など、経理処理等の事務負担が増加することとなり、事業者にとって新たな負担が発生するとともに、消費の現場では事業者・消費者の双方で様々な混乱が生じる事が予想されます。本セミナーでは2部（業種別）に分け、業種別の特徴や軽減税率対策の対策について押さえておきたいところを学ぶことができます。

【日時】 2019年7月22日（月）  
1部 14:00～15:00（小売業・卸売業向け）  
2部 15:20～16:20（飲食業向け）

【定員】 60名 ※定員になり次第締め切ります

【場所】 宇部興産ビル402・403会議室  
（宇部市相生町8-1）  
※駐車料金は自己負担となります

【講師】 税理士法人いそべ

こひら としひこ  
共同代表 小平 敏彦 氏

税理士、中小企業診断士、行政書士。税理士、中小企業診断士の両方の視点から見た起業支援を行っており、当所専門家としても活躍中。

## セミナー内容

- 軽減税率制度の内容
- 業種別のチェックポイント
  - ・対象品目の確認について
  - ・軽減税率制度への対応について  
価格 / 表示方法 / 請求書 / 経理処理等
  - ・消費税の申告書の確認
  - ・質疑応答

【申込締切】

2019年7月16日（火）

【お申込み・お問合せ】

宇部商工会議所 中小企業相談所

TEL:0836-31-0251 FAX:0836-22-3470

（担当：佐久間・重原・田邊）

## 軽減税率対策直前セミナー申込書

宇部商工会議所中小企業相談所 行

FAX 0836-22-3470

事業所名	TEL	( ) —
	FAX	( ) —
所在地	業種	製造業・建設業・卸売業・小売業 飲食業・サービス業・その他 ( )
参加者氏名①	役職 部署	
参加者氏名②	役職 部署	
参加区分	1部を受講（小売業・卸売業向け） ・ 2部を受講（飲食業向け） ・ 1部2部ともに受講	